

所沢元気回復プロジェクト

外出自粛等関連事業者 応援給付金

令和3年4月以降に実施された緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に伴い、“飲食店の休業・時短営業の影響”や“外出自粛等の影響”を受け、売上の減少した事業者を支援します。

対象者

- ・ 令和3年4月から10月までの各月の売上減少に対して、以下のいずれかの給付決定を受けた市内事業者
 - ① 国が実施する月次支援金
 - ② 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金
 - ③ 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金

給付額

- ・ 定額 **5** 万円／月
※最大で **35** 万円（7か月すべて該当した場合）

申請に必要なもの

- (1) 交付申請書兼請求書（別紙含む）
- (2) 上記①～③のいずれかの国・県支援金の給付支給決定通知書の北° -（該当月すべて）
- (3) 市内に本店・主たる事業所を有することを証明する書類
- (4) 【個人のみ】本人確認書類（免許証等）の北° -
- (5) 申請者名義の口座通帳の北° -

受付

- ・ 令和4年 **3** 月 **15** 日(火)までに郵送又は持参

詳細は、[市ホームページ「応援給付金」](#)で検索。

外出自粛等関連事業者応援給付金

～よくある質問・回答～

Q.市内事業者とは？

A.市内に本店を有する中小法人、又は、主たる事業所を有する個人事業者です。
所在地等の確認は以下の書類で行います。

【法人】直近の「所沢市法人市民税申告書(第二十号様式)の控え」または「履歴事項全部証明書」の控え -

【個人】直近の「所得税青色申告決算書の控え」または「所得税白色申告書収支内訳書の控え」(事業所所在地が市内で記載されていること)の控え -

Q.中小法人とは？

A.資本金(出資金)の額が10億円未満の法人です。

※資本金(出資金)の定めがない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下

Q.飲食店も対象となりますか？

A.国の月次支援金と同様に、埼玉県感染防止対策協力金の対象となっている飲食店は、この応援給付金の対象とはなりません。

Q.どんな業種が対象となりますか？

A.月次支援金、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金、埼玉県酒類販売事業者等協力支援のいずれかの給付決定を受けていれば、業種を問わず対象となります。

Q.NPO法人も対象ですか？

A.NPO法人や社団法人、医療法人など会社法以外の法人も対象となります。

Q.フリーランスも対象となりますか？

A.市内に活動の本拠地(住所)があれば、フリーランスも個人事業者として対象となります。

Q.給付金額の計算はどのように行いますか？

A.令和3年4月から10月までの間で、給付要件を満たす月(月次支援金等の支給が決定された月)ごとに定額5万円を支給します。

Q.該当月が複数ある場合でも、1か月ごとに申請しなければなりませんか？

A.該当月(最大7か月分)を1つにまとめて申請することが可能です。

Q.複数の店舗を経営しているが、店舗数分の給付金を申請できますか？

A.応援給付金の申請及び給付は店舗単位ではなく事業者単位となります。

Q.店舗は市内にあるが、住所が市外にある個人事業者は対象になりますか？

A.市外に住んでいても、市内に主たる事業所があれば対象となります。

Q.応援給付金の申請が2回目でも1回目と同じ添付書類が必要ですか？

A.市から送られた1回目の決定通知書のコピーを添付すれば、申請に必要なもの(3)(4)(5)※オモテ面参照は不要です。